

第35回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和2年5月8日 午後3時00分～午後4時00分

2、開催場所 3階 大会議室

3、出席委員（11人）

会長	7番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	清
副会長	8番	筑井	清
	3番	川端	浩二
	4番	下田	正人
	6番	小島	睦美
	9番	金田	邦夫
	12番	猪野	計二
	13番	新井	正芳
	14番	齋藤	三千男
	16番	松井	俊裕

4、欠席委員（5人） 1番 武士 千雅子、2番 羽鳥 誠、
10番 峯岸 恵美子、11番 萩原 克弘、
15番 勅使川原 亨

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)について

議案第3号 玉村町農業委員会農地利用最適化推進委員について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

○「玉村カレーの日（玉村カレーを味わう会）」について

○玉ねぎの収穫とじゃがいもの収穫について

○のぼり旗（麦秋の郷）の回収について

○農業委員報酬（農地利用最適化交付金分）の支払いについて

○その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭

事務局 栗崎 浩

8、会議の概要

事務局長： 給付金関係、コロナ対応による役場の出勤体制等について報告。

（会長挨拶）

議長： ただ今から第35回玉村町農業委員会を開会いたします。
本日は、出席委員は11名ですので総会は成立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、
今回は12番 猪野委員 13番 新井委員を指名いたします。
なお、本日の会議書記には事務局員の栗崎氏を指名いたします。
それでは、4番 議事に入ります。
議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1を事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請 番号1 受付番号43200002
の議案書と詳細を朗読、説明】

申請地は昭和 56 年以前から除外されており、農地区分は、第 2 種農地と判断できると説明。

議 長 : それでは、番号 1 受付番号 43200002 について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますが、部会長が欠席の為、議長より報告いたします。

周りも住宅地であり、農地に及ぼす影響が無いことから許可相当といたしました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、採決いたします。受付番号 43200002 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、受付番号 43200002 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして、番号 2 及び 3 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 【番号 2 受付番号 43200004、番号 3 受付番号 43200005 について議案書と詳細を朗読、説明】

申請地については令和 2 年に除外されており、第 2 種農地と判断しました。

また、申請地番号 3 については第 3 種農地と判断出来ると説明。

議 長 : それでは、番号 2 受付番号 43200004 と番号 3 受付番号 43200005 について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、議長より報告願います。

周辺の農地に支障が無いことから、許可相当と判断いたしました。

これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、採決いたします。受付番号 43200004、受付番号 43200005 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、受付番号 43200004、受付番号 43200005 は原案のとおり許

可相当と決定いたします。

続きまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）」について事務局より説明をお願いします。

事務局：【議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）」について詳細を説明】
ご審議のほどよろしく願いいたします。

事務局長：補足をさせていただきます。昨年までは1回の会議において、地主から町の農業公社へ、町の農業公社から借受人という計画で審議をさせていただいていました。4月から始まりました農地管理事業では、1回の会議では審議できないという事になります。今月は地主から県の農業公社へ貸し出すものの審議を頂き、その後来月に農業公社から借り手に関する審議をして頂き、2回に分けて審議をして頂くという流れになっております。今回の件数は少ないですが、そのような流れになることをご理解ください。

議長：それでは、議案第2号について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

（発言なし）

議長：それでは、農用地利用集積計画（案）について、承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成という事で、議案第2号について、農業委員会としては、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定します。

続きまして、議案第3号「玉村町農業委員会農地利用最適化推進委員」について事務局より説明をお願いします。

事務局長：議案第3号「玉村町農業委員会農地利用最適化推進委員について」説明いたします。

（事務局長説明）

議長：それでは、議案第3号について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

(発言なし)

議 長 : それでは、玉村町農業委員会農地利用最適化推進委員について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議案第3号について、原案のとおり承認することに決定します。

次第4の議事については、終了といたします。

続いて、次第5 報告事項 に入ります。

報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局: **【報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について詳細を報告】**

【報告事項第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について詳細を報告】

【報告事項第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について詳細を報告】

【報告事項第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について詳細を報告】

議 長 : それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、次第5の報告については、終了といたします。

続いて、次第6 その他 に入ります。

事務局より説明をお願いします。

事務局長: カントリーエレベーターの麦搬入日程について報告。

事務局: **【・「玉村カレーの日について」**

・「玉ねぎとじゃがいもの収穫について」

- ・「のぼり旗の回収について」
- ・「報酬の支払いについて」
- ・その他について、詳細を朗読、説明】

議 長 : その他、委員の方から何かありますか。

委 員 : (雑草の件で委員より意見がでる)

事務局長 : 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。委員会を閉会といたします。
お疲れ様でした。